

2014 年度制定
2018 年度改定
2022 年度改定
2023 年度改定
2024 年度改定
2025 年度改定
2026 年度改定

上智大学短期大学部学長

上智大学短期大学部公的研究費等にかかる不正防止計画

～ 本学の方針 ～

上智大学短期大学部は、本学の全ての構成員が研究費を適正に使用または管理するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正を防止するための取組を全学的に推進します。

主に以下の点を重要課題として全構成員（教職員及び学生）で共有します。

- 学長のリーダーシップのもと、各責任者の責任と権限を明確にし、大学として責任ある体系において行動します。
- 責任体系の明確化だけでなく、構成員一人ひとりの意識向上を常に図り、全体と個の双方において不正を断固として許さない風土づくりを推進します。
- 公正かつ明瞭な経費執行を行い、法令やルールを遵守することを徹底する一方、合理的な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で柔軟かつ有効な対応を行い、教育研究活動を円滑に遂行することを目指します。

※本学では、公的機関から配分される競争的研究費のみならず、学内で執行される全ての研究費に対して不正防止の取組を行います。

1. 責任体系の明確化

(1) 学長及び英語科長のリーダーシップ

学長は最高管理責任者として、不正防止にかかる基本方針を明示し、本学における取組を適切に推進するためのリーダーシップを発揮します。英語科長は統括管理責任者として、学長を補佐し、実質的な責任者として防止計画推進部署である本学事務センターとともに不正防止対策を推進します。

(2) コンプライアンス推進責任者の責任と権限

事務センター長はコンプライアンス推進責任者として、管理監督する組織における不正防止対策を実施し、構成員を適切に指導します。またこれを補助するものとして事務センターチームリーダーをコンプライアンス推進副責任者とします。

(3) 決裁手順及び根拠の明確化

不正防止対策の実施や研究費の執行にかかる学内決裁手続きについて、その手順及び根拠を明確にし、物事の決定を公正明瞭に行います。

(4) 事務部署の役割の明確化

事務センターを中心に学校法人の各事務部署は、事務分掌等に定める役割をそれぞれに果たすことにより、大学全体の不正防止対策を効果的に機能させるため

の協力体制を構築するとともに、相互の確認や牽制を適切に働かせます。

(5) 学内の連携強化

学長を最高管理責任者とする指示命令系統、本学及び学校法人各組織の横断的連携及び教員・職員間の協働等、学内のあらゆるつながりにおいて、互いに情報共有や連絡調整等を密に行います。

(6) 監事の役割

不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べます。統括管理責任者又は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べます。

2. 不正を事前に防止するための取組

(1) コンプライアンス教育の実施

全ての構成員が、コンプライアンス教育を受講し、どのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解します。

(2) 研究倫理教育との連動

コンプライアンス教育を研究倫理教育と一体として実施し、研究費不正及び研究不正双方の防止を連動させた体制とします。

(3) 啓発活動の実施

不正根絶に向けた構成員の意識の向上と浸透を目的として、組織全体に対する定期的な啓発活動を実施します。

(4) 若手研究者の意識啓発

コンプライアンス教育の受講を含め、若手研究者の意識啓発を図る取組を推進します。

(5) 誓約書の提出

全ての構成員が、コンプライアンス教育を受講し、その内容を正しく理解します。加えて大学が指定する構成員は誓約書を提出することとします。

(6) 取引会社への対応

本学の不正防止対策にかかる方針等を学外にも広く周知し、本学と取引を行う会社等においては、誓約書の提出等により適切な取引を徹底します。

3. 適切な執行にむけた取組

(1) ルールの明確化・統一化と周知

明確かつ統一的なルールを定め、全ての構成員に分かりやすく周知します。

(2) ルールの適切な運用

全ての構成員がルールを遵守した執行・管理を徹底します。また、ルールの解釈を属人化させず、大学として統一的な運用を図ります。ただし、教育研究活動を円滑に遂行するため、研究分野の特性等を十分に考慮し、事例に合わせた柔軟な対応が必要とされる場合は、根拠の明確化・関係者間での共有を徹底した上で、適切な手続きを行います。

(3) ルールの見直し

定められたルールと運用実態に乖離がないか、ルールが形骸化していないか、ルールに無駄はないか、合理化・効率化できる余地はないか、常にルールの点検と見直しを図ります。

(4) 有効なモニタリング方法の確立と実施

実効性のあるモニタリングとして、不正が発生しやすい要因を分析することによりリスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を行うこととし、本学の実情に合わせた実施方法を策定します。また、内部監査によるモニタリングだけでなく、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署である事務センターは、日常的な

モニタリング機能を果たすこととします。

(5) 不正発生要因に応じた施策

モニタリングや内部監査等によって明らかになった不正発生要因に応じた行動施策を、「不正防止に向けた行動施策」として別表に示し、今後も継続的に施策の改善に努めます。

以上

別表 不正防止に向けた行動施策

カテゴリ	不正発生要因	行動施策
旅費	計画的な出張申請や速やかな出張報告・旅費精算が行われないことにより、事実と異なる精算の温床となる可能性があるほか、予算残高の誤認により計画的な予算執行を妨げる要因となる。	旅費システムによる「出張申請」（出張2週間前まで）、「精算申請・出張報告」（帰着後2週間以内）の提出期限を周知する。
	出張期間と用務の日数について、適切な証憑書類の提出と確認がなされないことにより、出張の客観的な実在性が確認できず、カラ出張等の不正を発生させるリスクが高まる。	用務ごとに証憑が揃うよう、証憑が不十分な場合には、出張者に追加資料の提出を依頼する。特に長期間の出張や複数の用務を含む場合は、注意する。 また、確認にあたる担当者間で対応にばらつきが生じないよう担当者間の情報共有を行う。
教育研究アルバイト	教育研究アルバイトへの給与の支払の遅れは法令違反となる可能性があり、また、事実と異なる精算を発生させる温床となる可能性がある。	教育研究アルバイトへの給与は、労働基準法第24条第2項（毎月払いの原則）に基づき、複数月分のまとめ払い等を行わず、毎月、遅滞なく支払を行う。 また、事務局で無作為抽出によるモニタリング調査を行い、事実確認を行う。
謝金	謝金単価の基準や定義が不明確である場合、謝金の水増し、不当に低廉な謝金での業務委託、妥当性のない支払などの不正を発生させるリスクがある。	単価申請の承認時に、必要な証憑や謝金単価の妥当性を確認するとともに、確認にあたる担当者間の認識共有を行う。 また、学内の研究者に対しては明確化した謝金単価基準の周知を図るとともに、必要な証憑の提出への理解と協力を求める。

調達	<p>同様の物品の購入が続いている場合や、長らく除却されていないPCについての確認が不足することにより、適正な物品の調達・管理が行われなくなる。</p>	<p>環境整備グループにおいて、教員ごとに保有しているPC・タブレットをリストアップし、購入状況や保有状況を確認する。</p> <p>その上で、以下の対応を、定期的にソフィア掲示板にて学内に周知することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一者が連続してPC・タブレットを購入する場合は、環境整備グループから必要に応じて使用目的等を確認する。 ・文部科学省告示に定める耐用年数を大幅に超過しているPCについての状況確認を行う。 ・所在不明や使用予定のないPCがある場合は除却処理を促す。
その他	<p>研究期間の終了直前に、当該研究との関連性、緊急性、必要性の低い物品等の購入を行うことは、予算執行の妥当性に疑義を生じさせ、不正使用と見なされるリスクを高める。</p> <p>研究遂行の計画性の不足による研究費の多額の未使用は、研究費の適正な執行への意識を妨げる要因となる。</p>	<p>予算の計画的な執行の重要性を周知するとともに、研究の進捗年度を加味して、研究費の執行率が一定以下の案件については、具体的な研究実施状況を確認する。</p>